

平成24年度第2回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成24年10月19日(金) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所 高松市役所 11階 114会議室
- 3 出席者 委員4名

(1) 委員

委員長 植木 英治 (高松大学経営学部教授, 香川大学名誉教授)
委員長代理 佃 昌道 (学校法人 四国高松学園理事長)
委員 柴田 潤子 (香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授)
" 藤本 英子 (弁護士)

※欠席委員 紀伊 雅敦 (香川大学工学部准教授) 所用により欠席

(2) 市側出席者

好井財政局次長 (契約監理課長事務取扱), 細川上下水道局次長 (企業総務課長事務取扱), 平田環境局次長 (西部クリーンセンター所長兼務), 石垣都市整備局次長 (道路課長事務取扱), 金本都市整備局次長 (建築課長事務取扱), 藤本教育局次長 (総務課長事務取扱), 河合技術検査室長, 滝井財務管理課財産契約室長, 市原財務管理課財産契約室主幹, 西村水道整備課長, 平山維持管理課長, 西山下水道整備課長, 森田契約監理課長補佐ほか

4 会議の概要

(1) 報告

ア 市発注工事等の入札・契約状況などについて

(ア) 工事等の発注状況について

平成24年5月から8月までの工事および建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 67件 公募型指名競争入札 80件 随意契約 18件

合計 165件 約4億3,680万円

建設コンサルタント業務など

公募型指名競争入札 33件 随意契約 19件

合計 52件 約2億3,777万円

製造の請負

指名競争入札 2件

合計 2件 約1,435万円

(イ) 指名停止の状況について

平成24年5月から8月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 2社

(2) 審議（抽出事案について）

平成24年5月から8月までの市発注工事のうち、委員会が予め契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により、以下の5件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、今後の検討を要望する事項はあったが、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 木太小学校外1校空調機設置工事
一般競争入札 管工事
- イ 八番町西浜新町線西新橋橋梁補修工事
公募型指名競争入札 土木一式工事
- ウ 平成24年度西部クリーンセンター焼却プラント定期補修工事
随意契約 清掃施設工事
- エ 丸の内外6町口径400mm配水管布設工事に伴う実施設計業務委託
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント業務
- オ 下水道工事用資材（人孔蓋）の製造（その1）
指名競争入札 製造の請負

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 平成25年2月

5 質疑応答（要旨）

質 問	回 答
<p>[木太小学校外1校空調機設置工事]</p> <p>・本案件について、「重複落札禁止」「重複応募禁止」等の受注制限を行っているのは、市内企業の受注機会の均等を図るためか。</p> <p>・本年度中に発注する小中学校空調機設置に係る管工事および電気工事について、このうちの1件のみしか受注できないという受注制限を行ったことにより、結果として、落札率が高くなったことはないか。</p>	<p>・指摘のように、市内企業の受注機会の均等を図るとともに、夏休み期間中に教室内の工事を集中的に施工しなければならないという本工事に課せられた制約を踏まえ、工物品質を確保する観点から、特例的な受注制限を行ったものである。</p> <p>・予め、各工事に応札が可能な業者数を確認し、このように特例的な受注制限を課した場合であっても、「市内企業」のみで競争性が確保されると判断し発注したものである。落札率については、今年度上半期の管工事の平</p>

<p>「八番町西浜新町線西新橋橋梁補修工事」</p> <ul style="list-style-type: none">・参加申請後の辞退はよくあるのか。また、辞退の理由は確認しているのか。 <p>・本案件については、3者が指名され、その後、2者が「辞退」したため、最終的に1者のみが応札し落札している。当初の指名時点で1者のみの場合はどうなるのか。また、競争性は確保されているのか。</p> <p>・参加業者が少ないが、橋梁補修工事の施工実績のある企業はどの程度あるのか。</p> <p>・参加申請が1者の場合は「中止」しているとのことだが、本案件のように、指名後、開札までの間の「辞退」により、応札者が1者のみとなった場合も、入札の公平性や競争性を確保する観点から、当該案件を「中止」すべきとも考えられる。今後、辞退を申し出た業者からその理由を確認することについて検討されたい。</p>	<p>均落札率を若干上回る状況であった。</p> <ul style="list-style-type: none">・本案件に限らず、参加申請後の辞退はある。指名業者の辞退理由については、従来、逐一の確認を行うことはしていないが、一般的には、配置予定技術者が、先行して落札決定を得た他の工事の専任技術者として配置される場合などが想定される。・当初の指名時点で1者である場合は、「中止」としている。しかしながら、本案件の場合のように、辞退により1者となった場合は、電子入札システムによる入札書提出であり、何者が応札をしているのか分からない仕組みとなっているため、競争性や公平性は確保されていると判断し、入札を続行しているもので、特に辞退理由は確認をしていない。・同等規模の橋梁補修工事の実績を持っているA等級の企業は、市内で5社程度はあるが、近年、発注した類似案件への応札者は2者程度に止まっている。・辞退理由の確認については、実務的に困難な面もあるが、御指摘の点も踏まえ、その在り方について検討したい。
--	---

<p>「平成24年度西部クリーンセンター焼却プラント定期補修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型プラント工事の場合、当初受注した企業が随意契約によりメンテナンス等の補修工事を行っているが、それ以外の企業に発注する場合もあるのか。 ・焼却炉はいつできたのか。また、どのような頻度で定期補修を行っているのか。 ・毎年実施しているのであれば、これまでの実績を踏まえて補修費を積算しているのか。企業の「言い値」となっていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本補修工事は、プラント施設のオーバーホールのため、プラントメーカーに施工させなければ、性能保証が担保されず、ごみ処理施設全体の機能に支障を来たすおそれもあることから、地方自治法施行令の規定に基づき随意契約を締結したものであるが、他者でも施工可能な工事については、競争に付した上で、施工業者を決定している。 ・本施設は、昭和63年3月から稼動しており、定期補修については、毎年、計画的に実施している。 ・積算は、他の多くの自治体も採用している（社）全国都市清掃会議発行の積算基準書に基づくとともに、業者からの参考見積りや市場の実勢価格なども踏まえた上で、適正に積算を行っている。
<p>「丸の内外6町口径400mm配水管布設工事に伴う実施設計業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>「下水道工事用資材（人孔蓋）の製造（その1）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札の理由として、認定工場が『高松市型下水道用鋳鉄製人工蓋に関する製造工場認定基準』を受けている企業となっているが、製造工場の認定基準はどのようなものか。 ・本市の認定製造工場は、9社のみか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市型の下水道用鉄蓋を製造する上で、必要な条件、手続等を定めたものである。 ・そのとおりである。